

## 勘事と進過状

——撰闇期における非制度的刑罰展開の一齣——

告井幸男

近年長谷山彰氏によつて当該テーマについての基本的な考察が成された。長谷山氏の研究は『古事類苑』以来初めての本格的な研究であり、研究史上一段階を画す評価すべきものであるが、なお疑問の点や補正を要するところもあるよう思う。本稿は氏の研究成果を批判的に検証・検討しながら、さらにその過程で明らかになつた副題で示した問題について考察する。

長谷山氏は勘事と進過状を区別されるが、両者を截然と区分しえないことは諸事例より明らかである。氏は勘事に処せられた者は參内・公務・公事参加が禁止されるとするが、それは勅勘の場合の付隨効果に過ぎず、勘事本来の科罰効果は処勘者の前を去つて謹慎することである。一方進過状は科刑前の手続上の一段階にすぎなかつたが、過状提出中の謹慎行為が科罰と等しく見なされ、単独の刑罰となつた。両者は共通して謹慎行為を刑の本質としており、進過状の謹慎行為をも勘事の範疇に含むことになつたのである。つまり進過状と勘事は概念的に別のものではない。なお公務・公事を禁止する刑罰としては別に停釐務・停任という处罚が存在し、勘事・進過状ともにこれらと併科される。

長谷山氏や義江彰夫氏の研究の過誤・不足な点は、勅勘のみしか考察に入れていないことである。勘事（含進過状）の本義は上の方者が下の者を叱責することであるから、天皇や撰闇に限らず、

諸司諸家など上下関係の存在するところにおいて広範に行われていた。処勘は「天皇—上卿—長・次官—判官・主典—雜任」のルートに沿つてなされる。但し處勘の権限があつたのは長・次官以上で、判官・主典が雜任などを自らの意志で独自に處勘することは出来ない。判官などが雜任クラスを處勘するときには、次官の許諾を必要とした。また逆に長・次官が雜任クラスを處勘するときは直接仰せることはせず、判官・主典を経由した。これは當時判官以下の下僚が、長・次官の従者の存在に位置づけられていたことに相応する歴史的様相である。なお以上から論理的には、次官は独自に下僚を處勘し得るという結論を導き出しうるが、管見に入った実例による限り長官への報告を要したようである。これが当該期に特徴的なことなのか、また全ての官司に普遍的なのか（管見に入った実例は右近衛府のみ）については今のところ断案を下し得ない。但しこの頃の歴史的様相として内外諸司において長官の権限が強くなり次官との懸隔が広がることが、先行研究によつて明らかにされているので、それと恐らくは相關するであろうと推論するに留める。

なお太政官においては通常「上卿—弁—史」のルートで處・免勘が行われるが、弁官局はその独立性に応じて、「弁—史—官掌」のルートでもしばしば行われた。太政官において弁官は判官の位置にあるが、彼のみは他司の三等官と異なり長官の許諾なく下僚に対しても勘事を処し得たのである。というよりはむしろ、弁官局において彼は長官の位置にあると見なすべきであろう。また史を處勘するときには「弁—大夫史—史」というルートをとることも間々あり、これは当該期が局務形成期の萌芽期であることと相関していると見てよいだろう。

また官司外、例えば儀式等での過怠は官・蔵人・外記方などの運営分担に基づいて為され、あるいは諸国からの事案は弁官が担当するなど、他の一般行政と同様、原因過怠の場の行事奉行者の管轄となる。

この处罚の最大の特徴は、公的機関や官職ではなく個人によって為されるということであり、勘事を免すことが出来るのは勘事に処した人間だけであって、それは処勘者の地位の変動に左右されない。すなわち処勘・免勘の権限は地位・官職等ではなく個人に属している。さらにこの個人の権限に属するというのは処勘発動者のみに限られるのではなく、ルート上の中継者もまた処する時と免す時と同一人であることが原則であった。さらに言えばこれは当該处罚のみならず、当時の一般行政全てが、その権限は個人に属しており、当該期に一般的な歴史的特徴である。

なお長谷山氏は勘事の公的处罚化を、古瀬奈津子氏による十世紀初めの宇多朝殿上制と関連付けているが、同様の過怠に対する律令制刑罰である贖銅及び奪祿、そして過状が返されず裁判文書として御所に留め置かれていた時期、の下限が十世紀半ばであることから、公的处罚化の画期は十世紀後葉に求めるべきである。公卿の一般官人に対する過状もこの頃からであると考えられ、それは彼らの権門化を意味する。「律令制外古代」(長谷山氏)とは言い難い。律令制や古代とは別の歴史的段階と位置づけるべきである。

被勘者は追却され或いは自ら退出するが、上の者から言えば逢わない、下の者から見れば逢つてもらえない、というのが最も根本的な科罰内容である。凡そ律令制的刑罰とは異質なものだが、こういった内容の处罚が成立するには、当然それに相応する社会関係が存在していなくてはならない。律令官司制・官人制などの制度が社会関係上大きな意味を持つているもとでは、このような科罰内容は刑罰として効果が無い。当該期は殿上制によつて天皇と貴族の関係が主従関係に等しくなり、中下級官人層が公卿家に伺候するといったような社会関係が展開していたからこそ、このような内容の处罚も効果があつたのである。弁疏は認められず、上告・再審など審級制の規定を含む律令制刑罰・裁判制度とは、全く性質を異なるものであった。それはこの刑罰が制度や機構ではなく權威にその处罚権の源泉を持つ、家産制的刑罰的な要素